

## 川内原子力発電所に係るトラブル情報等の連絡体制について

平成 27 年 7 月 22 日  
原子力規制庁

川内原子力発電所 1 号機について、今後、起動等の操作が予定されているところ、川内原子力発電所においてトラブル等が発生した場合の連絡体制は以下のとおり。

### 1. 体制の考え方

○従来、トラブル等発生時には、①関係者間の情報共有及びプレス関係者への情報配信及び②運転上の制限（LCO※）逸脱時の立入検査指示の対応を区分して体制を整備している。

※Limiting Condition of Operation

○川内原子力発電所において定格熱出力一定運転に至るまでの間は、施設の運転に係る情報について前広に事業者から提供を受けるとともに、施設の安全に影響を及ぼす情報（法令報告事象、LCO逸脱事象）については、原子力規制委員会からプレス関係者にメールで速やかに配信する。

#### （1）法令報告事象

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条に基づく報告対象事象が発生した場合は、事業者は直ちに原子力規制委員会に報告することとなっている。

○原子力規制庁は、速やかにその旨を規制委員会・規制庁関係者及び他省庁関係者にメールで共有するとともに、同旨をプレス関係者にメールで速やかに配信する。

#### （2）LCO逸脱事象

○保安規定で定める運転上の制限を逸脱したときには、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 87 条第 9 号に基づき、事業者は直ちに原子力規制委員会に報告することとなっている。

○原子力規制庁は、速やかにその旨を規制委員会・規制庁関係者及び他省庁関係者にメールで共有するとともに、同旨をプレス関係者にメールで速やかに配信する。

○また、原子力規制部においては、「発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した旨の報告を受けた場合における立入検査実施要領(訓令)(平成 25 年 7 月 31 日)」に基づき、安全に対する影響を考慮し、原子力規制部長の判断により、要すれば立入検査を実施する。

#### （3）その他事象（法令報告、LCO逸脱事象未済）

○（1）（2）以外にも、事業者は必要に応じて、原子力規制委員会に報告してい

る。

○川内原子力発電所については、(1)、(2)の情報のみならず、工程への影響が懸念される情報等も、事業者は自ら公表することとしている。

○原子力規制庁は、定格熱出力一定運転に至るまでの間、こうした情報についても事業者から提供を受けるとともに、適宜、関係者とも情報共有を図り、必要な対応に備えることとする。

## 2. 連絡体制図

別紙のとおり

川内原子力発電所に係るトラブル情報等の連絡体制について（定格熱出力一定運転に至るまで）

